

岩手県告示第551号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成30年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 館山の1

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
一関市	千厩町千厩	館山	5番3地先水路敷 32番1 50番 26番 24番2 7番1 6番3 6番34地先道路敷 6番35	標柱1号 標柱2号 標柱3号及び4号 標柱5号 標柱6号 標柱7号 標柱8号 標柱9号 標柱10号